

札幌企第 2956 号
令和 3 年(2021 年) 2 月 26 日

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

札幌市内の飲食店等における営業時間短縮要請の解除及び 「集中対策期間」に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

札幌市内における新型コロナウイルス感染症の感染状況をもう一段階抑え込むため、令和 3 年 2 月 16 日から同年 2 月 28 日において、北海道が札幌市内全域の飲食店等への営業時間の短縮等の協力を要請していたところです。

このたび、札幌市内の新規感染者数や医療提供体制の状況を踏まえ、当初の予定どおり、北海道が時短要請の解除を決定いたしました。

しかしながら、今後、就職・転勤等に伴う人の移動や会食機会の増加による感染症の再拡大に備えるとともに、安心してワクチン接種を受けられる環境づくりが必要であることから、北海道は、これまで継続してきた「集中対策期間」を令和 3 年 3 月 7 日までとし、感染防止対策の取組を要請しております。

札幌市においても、引き続き、感染防止策に集中的に取り組むことが不可欠な状況となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 市内全域における飲食店等の営業時間の短縮協力要請の解除

令和 3 年 2 月 16 日から同年 2 月 28 日において、北海道が札幌市内全域の飲食店等への営業時間の短縮等の協力を要請していましたが、当初の予定どおり、当要請を解除されることとなりました。

しかしながら、今後も同様に、特に飲食の場面においては感染拡大防止の徹底に取り組む必要があります。

このことから、飲食店の事業者の皆さまにおかれましては、以下の主な留意事項を店内で呼びかけていただくとともに、飲食店をご利用される方々におかれましては、感染防止の取組についてご協力いただきますようお願いいたします。

【飲食店を利用する際の主な留意事項】

- ・ 手洗いを行い、手指の消毒を行う。お店による感染防止対策に協力する。
- ・ 箸やコップの使い回しは控える。
- ・ 飲食の際だけマスクを外し、会話の際はマスクを着用する。

2 年度末・年度初めの転勤や入社・入学に関する協力要請

年度末・年度初めに向けて、転勤や入社・入学等に伴う人の移動や会食機会

の増加が見込まれますが、感染収束に向けて、あいさつ回りや歓送迎会の自粛、転勤時期の分散についてご協力をお願いいたします。

なお、北海道と経済団体が連携して、転勤・入社・入学の場面での感染拡大防止対策取組事例の提案集を作成しております。詳細については、以下の北海道のホームページにてご確認ください。

(URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/jireishuu_tennkinn.pdf)

3 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、以下(1)～(6)について取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

(1) 外出の自粛要請

緊急事態宣言の対象地域及び外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来については、控えるようお願いいたします。

また、発熱や咳があるなど体調が悪い場合は外出をお控えいただきますようお願いいたします。

(2) 従業員に対する感染防止対策の周知の徹底

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、従業員の皆さまに対し、以下ア～ケについて、特に周知いただきますようお願いいたします。

ア 同居していない方との飲食については、自宅を含め、人数や時間に関わらず、できる限り控えること。

イ 飲食店等を利用する際には、飲食時は会話を控えること。

ウ ローテーション勤務やテレワークの活用による在宅勤務や時差出勤をより一層徹底すること。

エ 北海道スタイルに基づく感染防止対策が徹底されていない施設の利用を自粛すること。

オ 外出等により人と接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける等の感染対策を行うこと。

カ 従業員の健康状態(体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等)を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤を控えること。

キ 感染リスクが高まる行為は極力控えること。

ク 高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。

ケ 休憩や食事場所等、職場での感染リスクが高い場所の再点検をすること。

(3) 北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる北海道スタイル(従業員による「新しい生活様式」、事業者における「7つのポイントプラス1」の取組)を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

(4) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下

の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL:https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定にあたって参考とした感染拡大予防ガイドラインは、内閣官房のホームページ (URL : <https://corona.go.jp/>) に一覧がございます。

(5) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ (COCOA) の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」(北海道) や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省) の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム (北海道ホームページ)】

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsyste.htm>)

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省ホームページ)】

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(6) 従業員を休業させた場合の雇用調整助成金等の活用

従業員の一時的な休業等を行う場合は、「雇用調整助成金」の活用をお願いします。また、従業員が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を活用する場合のご協力についてもお願いいたします。

なお、詳細については、以下の国 (厚生労働省) のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

【雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)】

(URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

4 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報 (北海道)

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等 (札幌市)

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

(3) 北海道の感染拡大防止に向けた要請内容の概要 (市内における要請内容)

	令和3年2月13日付け要請(前回)	令和3年2月26日付け要請(今回)
対策期間	【地域を限定した要請】 令和3年2月16日(火) ～令和3年2月28日(日) 【全道域への要請】 国内で緊急事態宣言が発令されている間	【全道域への要請】 令和3年3月7日まで
市民・滞在している方	【地域を限定した要請】 ・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外と	

	<p>の不要不急の往来の自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容（市内全域の飲食店等の 22 時から翌 5 時までの利用自粛） <p>【全道域への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来の自粛 ・同居していない方との飲食は、自宅を含め、人数や時間にかかわらずできる限り自粛 ・体調が悪い場合の外出自粛 ・北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用 ・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用 	<p>【全道域への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来の自粛 ・同居していない方との飲食は、自宅を含め、人数や時間にかかわらずできる限り自粛 ・体調が悪い場合の外出自粛 ・北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用 ・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用 ・<u>人事異動や入社、入学に伴う移動等による感染拡大を防止するための取組の推進</u>
事業者	<p>【地域を限定した要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内全域の飲食店等に対する営業時間の短縮（営業時間は午前 5 時から午後 10 時まで） <p>【全道域への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染防止対策の再確認と徹底 ・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底 ・休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検 	<p>【全道域への要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染防止対策の再確認と徹底 ・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底 ・休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検 ・<u>人事異動や入社、入学に伴う移動等による感染拡大を防止するための取組の推進</u>

■令和3年2月16日～2月28日までの「市内全域の飲食店等」における営業時間短縮要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル Tel011-350-5927

＜受付時間＞ 平日8:45～17:15（3月31日までは土日祝も対応）

■令和3年1月16日～2月15日までの「すすきの地区等」における協力要請に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル Tel0570-200-105

＜受付時間＞ 平日8:45～17:15（土日祝除く）

■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 Tel011-632-4567

■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 Tel011-231-0568

＜受付時間＞

平日9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

※最終受付16:30

■当通知文に関する問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 Tel011-211-2352